

平成 26 年 8 月 20 日
健康福祉局保険年金課

低所得者世帯に対する新たな国民健康保険料の減免制度について

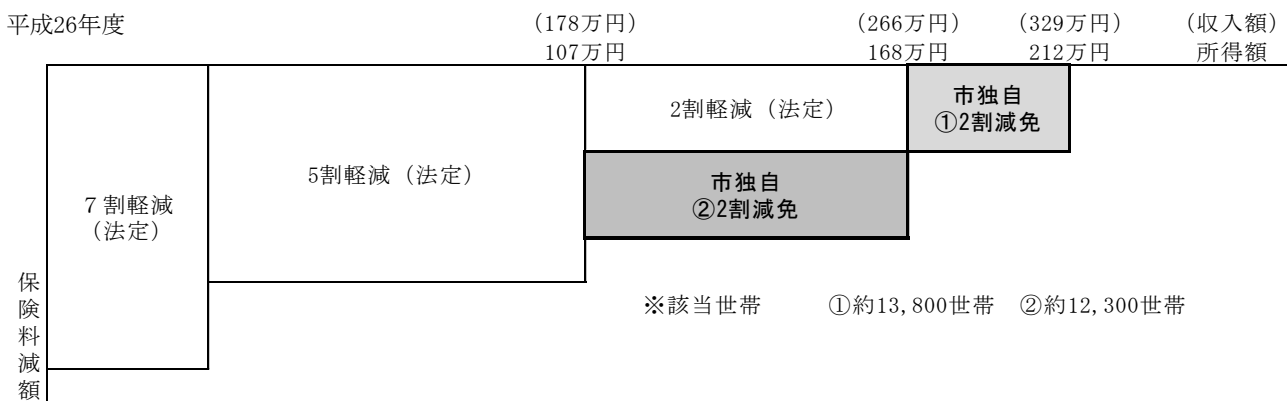
1 概 要

国民健康保険の均等割・平等割保険料については、所得に関係なく一律に定額が賦課されることから、医療費の増嵩により保険料額は上昇し、低所得者世帯にとって大きな負担となっている。そのような世帯の負担を緩和する対策として、国においては、平成 26 年度から均等割・平等割保険料の法定軽減の対象範囲を拡大しているが、本市においても、被災保険者に対する国の特別調整交付金による財政支援を活用した独自の保険料減免制度を検討しているところである。

2 減免内容について

- ① 法定 2 割軽減に該当しない一定所得以下の低所得者世帯を 2 割減免
- ② 法定 2 割軽減に該当する低所得者世帯をさらに 2 割減免

給与 3 人世帯のイメージ図



世帯人数別軽減・減免基準所得額

※上段が所得・下段カッコが給与収入

	法定7割軽減	法定5割軽減	法定2割軽減 + 市2割減免	市2割減免
1人世帯	33万円 (98万円)	58万円 (123万円)	78万円 (143万円)	122万円 (200万円)
2人世帯		82万円 (148万円)	123万円 (202万円)	173万円 (273万円)
3人世帯		107万円 (178万円)	168万円 (266万円)	212万円 (329万円)
4人世帯		131万円 (213万円)	213万円 (330万円)	244万円 (373万円)